

## 寝屋川市規則第 32 号

## 寝屋川市緑の基本計画審議会規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市緑の基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 審議会は、次条に規定する委員 10 人以内で組織する。

## (委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体から推薦された者

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、前条第 2 号の委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、副会長を前条第 2 号の者である委員の中から指名し、委員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第 6 条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求

めることができる。

(議決)

第7条 審議会の会議の議事は、会議に出席する委員の総意を原則とする。

2 前項の規定により難しい場合は、出席した議長を除く委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決すところによる。

(分科会の設置)

第8条 審議会は、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(資料の提出等の要求)

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第10条 審議会は、作成した緑の基本計画の案を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、まち建設部水・みどり室において処理する。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。